

国保事業費納付金の算定等の概要

国保制度改革の概要（運営の在り方の見直し）

- 平成30年度から、**都道府県が財政運営の責任主体となり、安定的な財政運営や効率的な事業の確保等の国保運営に中心的な役割を担い、制度を安定化**

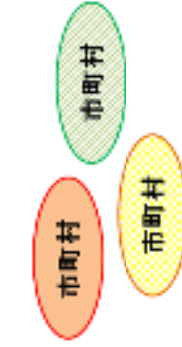
・給付費に必要な費用は、全額、都道府県が市町村に交付

・将来的な保険料負担の平準化を進めるため、都道府県は、市町村ごとの標準保険料率を提示（標準的な住民負担の見える化）

・都道府県は、国保の運営方針を定め、市町村の事務の効率化・広域化等を推進

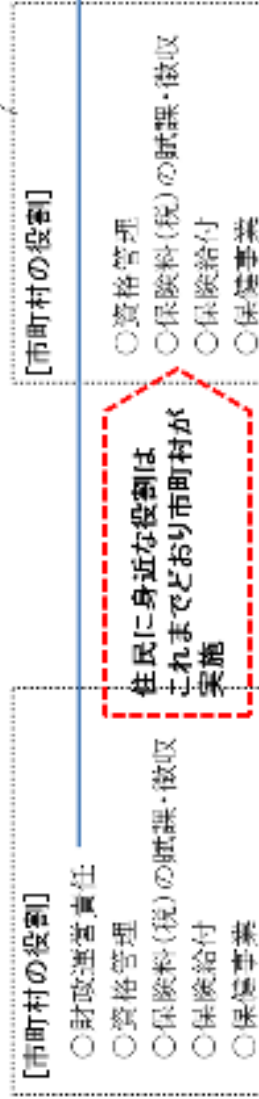
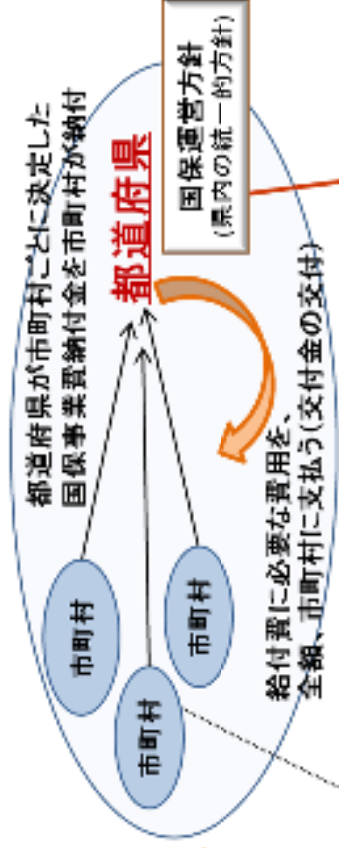
- 市町村は、地域住民と身近な関係の中、資格管理、保険給付、保険料率の決定、賦課・徴収、保健事業等、地域におけるきめ細かい事業を引き続き担う

【現行】市町村が個別に運営



・国の財政支援の拡充
 ・都道府県が、国保の運営に中心的役割を果たす

【改革後】都道府県が財政運営責任を担う など中心的役割



住民に身近な役割は、これまでどおり市町村が実施

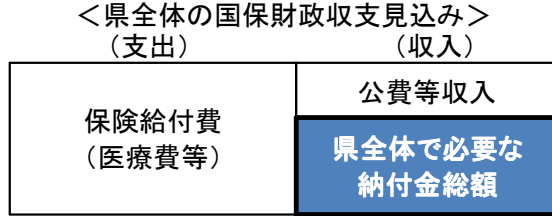
- 市町村ごとの納付金の決定
- 市町村ごとの標準保険料率等の設定
- 市町村が行う事務の標準化 等

納付金算定のイメージ

市町が県に納める納付金は、県全体で必要となる納付金総額に各市町の所得シェアや被保険者数シェア、医療費水準などを反映させて算定する。

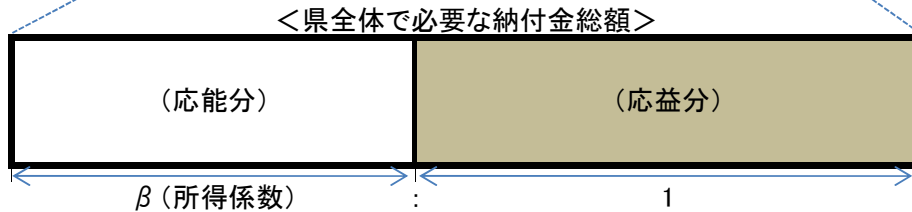
①県全体の納付金算定

医療費等の支出見込みから公費等の収入見込みを控除して必要となる納付金総額を推計



②応能分と応益分に按分

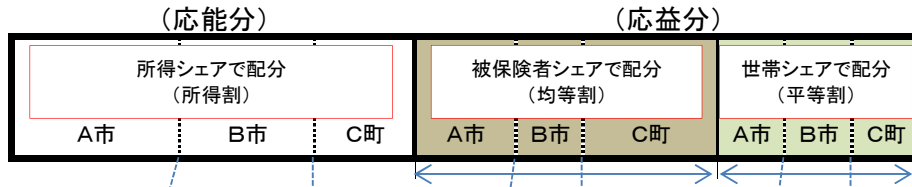
- ・納付金総額を所得に応じて配分する応能分と人数・世帯数に応じて配分する応益分に按分
- ・按分の比率（応能:応益）は、 $\beta : 1$



【論点①】
独自の β を設定するか？
（愛媛の標準 β は約0.7）

③市町ごとの納付金算定（下図は3方式の場合）

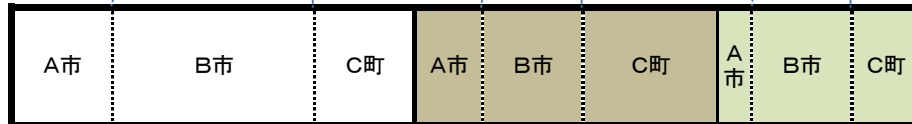
- ・応能分は市町ごとの所得シェア（市町ごとの所得総額/県全体の所得総額）に応じて配分
- ・応益分は市町ごとの被保険者数シェアと世帯数シェアに応じて配分



【論点②】
・2～4方式のいずれを採用か？
【論点③】
・均等割と平等割の比率は？

④市町ごとの医療費水準の反映（医療費水準を反映しないことも可能）

- ・医療費水準の低い市町の納付金の額は減額
- ・医療費水準の高い市町の納付金の額は増額
- ・医療費指数反映係数（ $\alpha = 0 \sim 1$ ）で医療費水準反映させる程度を調整



【医療費水準の想定】

A市: 医療費水準(低)、B市: 医療費水準(高)、C町: 医療費水準(平均)

【論点④】
・医療費水準の差をどの程度反映させるか？（ $\alpha = 1$ が原則）
【論点⑤】
・急激に保険料が上昇する市町に対する激変緩和の措置基準は？

【参考】

《市町ごとの納付金の算定式》

$$\text{県全体の納付金総額} \times [1 + \alpha \times (\text{年齢調整後医療費指数} - 1)] \times (\beta \times \text{所得シェア} + \text{人数シェア}) / (1 + \beta) \times \gamma$$

α （医療費指数反映係数）

納付金算定において、市町の年齢調整後の医療費水準をどの程度反映させるかを調整する係数

※ $\alpha = 1$ ・・・年齢調整後の医療費水準を納付金の配分に全て反映

※ $\alpha = 0$ ・・・医療費水準を納付金の配分に全く反映させない

β （所得係数）

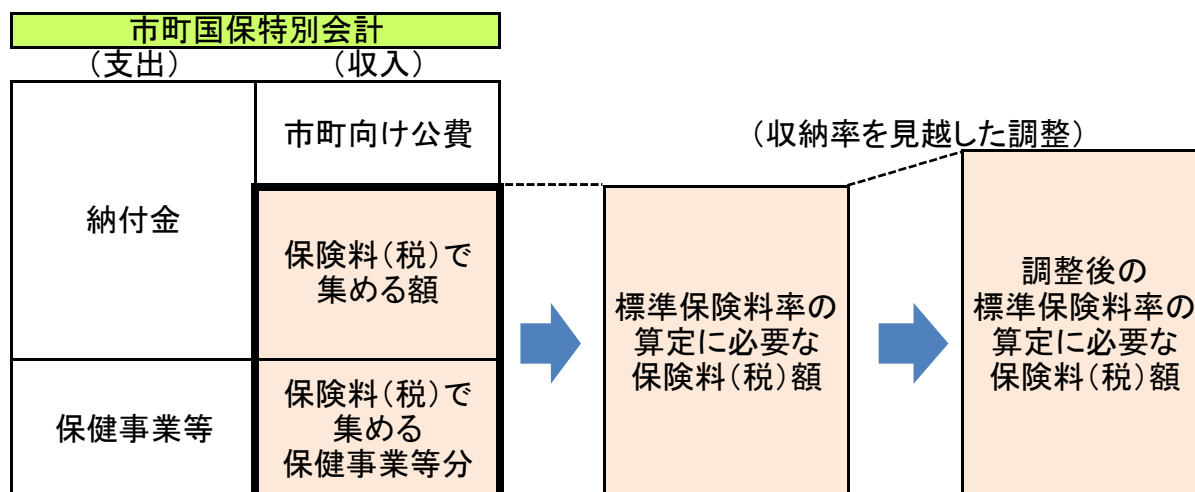
納付金及び標準保険料率の算定において、所得等に応じた配分（応能）と人数等に応じた配分（応益）の割合を調整する係数（応能:応益 = $\beta : 1$ ）

γ （調整係数）

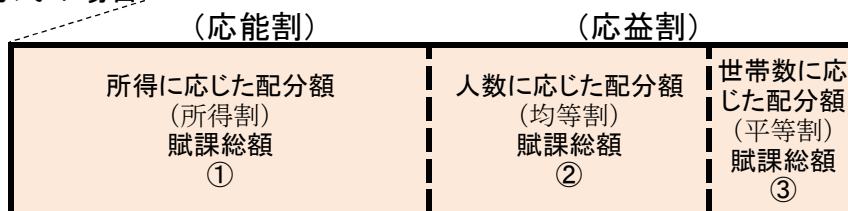
市町ごとの納付金の総額を県全体の納付金総額に合わせるための調整を行う係数

県内統一の標準保険料率設定イメージ

県が算定した納付金の額に市町独自の事業(保健事業や任意給付など)に要する経費や市町に直接交付される公費等の収入を加減し、保険料として集めるべき額を算定、その額を賦課方式に当てはめて、標準保険料率を設定する。



※以下、3方式の場合



《標準保険料率が決定》

所得割率 (①÷所得総額)	均等割額 (②÷被保険者数)	平等割額 (③÷世帯数)
○%	○○○○円	○○○○円

(参考)

上記の県内統一の標準保険料率に加え
 ・各市町の現状の算定基準に基づく標準的な保険料率
 ・全国統一の算定基準に基づく都道府県標準保険料率(都道府県比較)
 についても設定する。

国保事業費納付金の算定方法について

検討を要する主な事項と論点		事務局の案
【論点①】 所得係数「 β 」	納付金総額の応能配分額と応益配分額の比率を決定する β の値を国の標準設定とするか独自に設定するか。	標準の β とする。
【論点②】 市町への配分方法 (2～4方式)	2～4方式のいずれを採用するか。 ○2方式(所得、人数シェアに応じた配分) ○3方式(2方式+世帯シェアに応じた配分) ○4方式(3方式+資産シェアに応じた配分)	3方式とする。
【論点③】 均等割、平等割 の比率	応益割配分額のうち均等割と平等割の比率をどうするか。 (標準)均等割：平等割＝7：3	7：3とする。
【論点④】 医療費指数 反映係数「 α 」	市町の納付金に医療費水準の違いをどの程度反映させるか。 $\alpha = 0 \sim 1$ (反映しない～最大限反映)	$\alpha = 1$ とする。
【論点⑤】 保険料 激変緩和措置	激変緩和の措置条件(自然増+ α)を何%とするか。	自然増は2% + α は0%とする。